



# いわお社労士事務所 料金表

(令和6年1月1日現在：消費税込)

## 1. 総合顧問

健康保険法、厚生年金保険法、労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、労働基準法に基づいて行政機関などへ提出する書類の作成、申請の代行・事務処理、及び、それらの法令に関するご相談に対応いたします。ただし、雇用保険二事業の給付申請、就業規則、その他規定の作成は除きます。

人数	5人以下	6～10人	11～20人	21～30人	31～50人	51～70人	71～100人
月額	27,500円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円	88,000円	110,000円

※人数は、毎月初日時点での事業主、役員、従業員（パート、アルバイト含む）の合計です。

※101人以上は別途お見積いたします。

## 2. 相談顧問

労働法務・人事管理に関するアドバイザーとして、健康保険法、厚生年金保険法、労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、労働基準法に関するご相談に対応いたします。行政機関などへ提出する書類の作成、申請は、お客様にてご対応いただきます。

人数	30人以下	31～50人	51～70人	71～100人
月額	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円

※人数は、毎月初日時点での事業主、役員、従業員（パート、アルバイト含む）の合計です。

※101人以上は別途お見積いたします。

## 3. 給与計算 (総合顧問事業所様のみ)

基本料金（月額）	給与計算	賞与計算（1回）	年末調整
11,000円	1,100円×計算人数	1,100円×計算人数	基本料金（11,000円）＋ 1,100円×計算人数

※所得税納付、年末調整後の各種書類提出など、税務署や市区町村への対応は、お客様にてご対応いただきます。

## 4. その他の報酬（スポット契約）

### ①就業規則

項目	金額
新規作成	別途お見積いたします
変更	別途お見積いたします <b>(総合顧問事業所様は無料)</b>

### ②雇用関係助成金

項目	手数料（目安）
顧問事業所様	受給額の15%相当額
顧問事業所様以外	受給額の25%相当額

※就業規則の作成・変更は含んでおりません。

※助成金の種類により、手数料が異なる場合があります。

### ③労災・年金

項目	金額
労災保険の裁定請求	1件あたり 33,000 円より (総合顧問事業所様は半額)
老齢年金・遺族年金の裁定請求	1件あたり 33,000 円より (総合顧問事業所様は半額)
障害年金の裁定請求	提携事務所をご紹介いたします
労災・年金の審査請求	別途お見積りいたします

### ④社会保険（健康保険・厚生年金保険）／労働保険（労災保険・雇用保険）の新規加入

(総合顧問事業所様は半額)

人数	社会保険のみ加入	労働保険のみ加入	社会・労働保険とも加入
5人以下	71,500 円	44,000 円	110,000 円
6～10人	88,000 円	61,500 円	132,000 円
11～20人	110,000 円	77,000 円	165,000 円
21人以上	1名増毎に 1,100 円加算		

### ⑤その他の業務 (総合顧問事業所様は無料)

項目	金額
36 協定	1件あたり 11,000 円
各種労使協定	1件あたり 33,000 円
社会保険資格取得・喪失手続き	1件あたり 11,000 円
労働保険資格取得・喪失手続き	1件あたり 11,000 円
労働条件通知書の作成	1件あたり 5,500 円
標準報酬月額算定基礎届	11,000 円 + 被保険者数 × 1,100 円
労働保険料の申告	11,000 円 + 被保険者数 × 1,100 円
労働基準監督署、年金事務所等の調査立会い	1時間あたり 11,000 円

●料金表記載以外の業務については、別途お見積りいたします。

●遠隔地や依頼に伴う出張の場合、旅費・宿泊費を実費請求いたします。

いわお社労士事務所  
 特定社会保険労務士 岩尾 元浩  
 〒572-0080 大阪府寝屋川市香里北之町 2-6  
 香里園テレプラス 204  
 (TEL) 072-888-1500 (FAX) 072-344-5598  
 (E-mail) m-iwao@iwao-sr.com  
 (HP) <https://iwao-sr.com>